

論文

中国における法人概念と村民委員会の自治¹

松本未希子

はじめに

中国都市の居民委員会及び農村の村民委員会は、中華人民共和国憲法において「基層群衆性自治組織」として規定され²、いわゆる国家行政機関ではないものの、住民の自治と国家行政の遂行を同時に担っている組織である³。基層群衆性自治組織の法的地位をめぐる様々な議論があるが、そうした中、2017年に制定・施行された中華人民共和国民法総則は、基層群衆性自治組織が「法人資格」を有することを規定した⁴。

国家行政機関でない主体が行政を担うとき、行政の公平性・公正性を確保すると同時に、当該主体の権利をいかに保障するかは、行政活動の多様化に伴って様々な主体が行政活動に関わる今日、各国で問われている課題である。

本稿は、基層群衆性自治組織の中でも村民委員会に焦点をあて、村民委員会の法人資格の明確化が政府の指導を受ける立場である村民委員会の自治や村民委員会と国家との関係性にどのような作用を有するかを考察する。具体的には、第一に、中国における法人概念の意味内容を検討し、第二に、第一の検討を踏まえて、民法総則において村民委員会の法人資格が規定されたことの意義を考察する。

I 中国における法人概念

中国における法人概念は、日本における用法と重なる部分もあるが、中国特有の特徴も見られるので注意を要する。

民法の基本を定めた中華人民共和国民法通則及び中華人民共和国民法総則（以下それぞれ「民法通則」、「民法総則」という）⁵によると、中国において法人とは、「民事権利能力及び民事行為能力を有し、法によって独立に民事権利を享有し民事義務を負う組織」である⁶。この規定に基づき、以下では、(1) 法人の独立性と、(2) 法人の民事主体性に焦点をあて、中国の法人概念について検討する。

(1) 法人の独立性—国家との関係と構成員との関係

民法通則及び民法総則にいう法人の「独立」の意味は、次の二つの関係に分けて考察することができる。すなわち、法人と国家との関係と、法人とその構成員(自然人及び法人)との関係である。

① 法人と国家の関係

法人と国家との関係は、中国において法人制度が導入された際の経緯と密接に関係している。中国では、民法通則制定以前の計画経済体制下において、資本主義的な私有制を基礎にしているとされた法人概念が否定され⁷、法令用語から削除された⁸。加えて、実態としても、企業等のあらゆる団体は国有化されるなどして国家の管理下に置かれ、国家の計画に基づいて活動する存在だった。しかし、改革開放が打ち出された後の1980年頃からは、一定の条件を満たす団体に、独立の財産を有しかつ独立して経営活動にあたることを認める法人制度を整備することによって、経済の建て直しを図ることが研究者らによって主張されるようになった。

例えば、1980年の高樹異による論文は、法人の条件として、独立の財産を有し、かつ独立して経営管理活動を行うことをあげ、このような財産は国家や集団の財産と混同してはならないとした。高は、19世紀末から各国の民商法において採用された法人制度が、一方では資産階級の資金拡大や搾取の維持に寄与した面があることを指摘しつつも、他方では資本主義社会の生産の発展や科学技術の進歩、経済発展に積極的な作用を及ぼしたと評価した。そして、社会主義国家における国家と法律の本質は資本主義社会におけるそれとは完全に異なるとし、また、法人制度を整備することで、企業の自主権を拡大し、経済体制の改革を法制上保証することができることを特段強調して、中国における法人制度の導入を正当化したのであった⁹。また、1981年の梁慧星の論文は、法人の中でも企業法人について論じたものであるが、中国の体制改革において、法律によって企業に独立して所有権を有する法人の地位を与えることの意義を主張した。梁は、全民所有財産は国家所有に属するという前提の下で、企業に「相對所有権」を与え、「独立の企業法人資格」をもってして生産・流通に従事することが社会主義経済発展規律の要求であるとした。また、企業法人制度は資本家に有限責任の利益を享受させる一種の特権であり、資産階級が剰余価値を搾取する道具として機能してきたことを指摘する一方で、同時に、それが資本の集中を促し、生産の管理権限を資本家から分離して、その財産を「連合した生産者」の財産とする、新たな生産方式の過渡的形式としての側面を有するとして、公有制を基礎とする社会主義の企業法人制度は社会主義商品生産を高速に発展させ、最終的に共産主義社会の強大な物質的基礎を作り出すとした¹⁰。

このように中国における法人制度の導入を主張した研究者らは、それまで資本主義的な制度として否定されてきた法人制度を、むしろ社会主義を発展させるものとして捉え、その導入の正当化を図った。その際、すべての団体が国家の統制下におかれて経済の低迷が深刻となっていた歴史的背景のもと、法人が有する国家からの独立性の要素は、団体の自主性や積極性を促すものとして、法人制度を中国に導入する理論的実践的根拠となった。つまり、法人に国家から一定の独立性を与えることは、中国における法人の一性質であるだけでなく、法人制度導入のねらいそのものであった。

以来、中国の民法の教科書などでは、法人の性質として独立して責任を負うことや独立の財産を有することが一般にあげられている¹¹。それは、法人は、自らの意思に基づいて経営等を行い、国家に自らの財産を不当に没収されないと同時に、負債を負っても国家に頼ることはできず自ら清算しなければならないことを意味するだろう。したがって、法人は法の規定に従って設立され、その意味でいかなる法人であっても必ずその成立には国家が関わるのであるが、一旦成立した後は、中国の法人制度においても国家から必ず一定の独立性を有していなければならない。法人に

このような法的地位を保障することによって、取引の安定性を確保し、効率性を向上させることが、経済発展のために必要不可欠とされたのである。このような独立性は、中国における経済制度や財産権等のあり方とも関連しており¹²、全てを法人そのものの効果として還元することには慎重にならなければならない。しかし、上述の歴史的経緯及び現行制度の規定に照らすと、中国における法人は、国家から一定の独立性を有する団体を表す概念として機能していると言える。

ただし、このような国家からの独立性の具体的な程度や内容は、法人の種類や社会の需要によって多様である。すなわち、法人の独立性といってもその現れ方は多岐にわたり、例えば、設立時の手続や登記の要否、章程（約款）制定の要否及びその内容、税制・補助金制度、政府の監督のあり方、訴訟における地位など、各種の個別具体的制度とも相まって決まるものである。それは、上述した独立性をどのようにして、いかなる程度まで保障するかということが、それぞれの法人の存在目的や活動内容、そしてその時々々の社会情勢などによって変化することによる。したがってある団体が法人であるということから特定の法的地位を一概に導き出すことはできず、独立性の内容は具体的な制度に基づいて個別に考察しなければならない¹³。

② 法人とその構成員の関係

法人の独立性のもう一つの側面は、法人とその構成員の関係である。日本では、団体に法人格を認めることの一つの意義として、団体財産と個人財産の分離があるが¹⁴、中国でも法人のその意義は共通しており、法人資格を与えることによって有限責任を導入することができる。中国において現存する法人は目下のところ全て有限責任であり、法人の構成員は出資額の範囲に限って責任を負うとされている¹⁵。他方で、民法総則において初めて規定された「非法人組織」は、自己の名義を用いて民事活動に従事できるものの、その出資者や設立者は無限責任を負うとされており¹⁶、両者を対比すると、中国における法人の一つの意味は、その責任財産が法人の構成員の責任財産から切り離されることにあると言える^{17 18}。

(2) 法人の民事主体性—権利義務主体性と民事限定性

① 法人の権利義務主体性

中国における法人のもう一つの特徴は、「法によって独立に民事権利を享有し民事義務を負う」こと¹⁹、すなわち、その権利義務主体性である。法人は、構成員の権利義務から独立して権利義務の帰属主体となることができ、この点は、日本と同様である。しかし、権利義務の主体となれるのは、自然人のほかは法人に限られるのかという点について、民法通則と民法総則の間には違いがある。

民法通則は、民事上の権利義務主体として、公民（自然人）と法人についてのみ規定した。そのため、法人資格を有さない団体については、例えば、中華人民共和国著作権法などの個別法において規定が置かれたり²⁰、中華人民共和国民事訴訟法において訴訟の当事者適格が認められていたりするなど²¹、個別法において規定されるほかは、一般論としてその権利義務主体性は法的に認められていなかった。

それに対し、民法総則においては、新たに「非法人組織」について規定が設けられた。非法人

組織は、法人資格を有しないものの、法律の規定に照らして登記をすることによって、自己の名義で民事活動に従事することができ、民法総則において特別に規定されていることのほかは法人に準じた扱いを受けることとされている²²。これにより、ある団体が法人であるか否かは、必ずしも当該団体の権利義務主体性の有無を決定づけるものではなく、ある団体の権利義務主体性を示すのに法人資格が果たす役割は相対的なものとなった。

② 法人の民事限定性

中国における法人概念が日本におけるそれと決定的に異なる点は、それが「民事活動に従事する」場合に限って用いられるという点にある。これは、端的には、上述した民法通則及び民法総則の規定における「民事権利能力」、「民事行為能力」、「民事権利」、「民事義務」といった言葉に現れているが、法制度全体や学界における諸議論からも観察することができる。

例えば、民法総則は、「独立の経費を有する機関及び行政職能を担う法定機構は、成立の日から機関法人資格を有し、職能の履行に必要な民事活動に従事することができる」(第97条)として、いわゆる機関法人について規定しているが²³、ここにおいて法人概念は、民事活動に従事することができる「資格」として用いられている。この条文について、立法機関である全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会の委員による解説は、「機関法人とは、法律法規及び行政決定に照らし組織され、公権力を享有し、国家公共管理活動に従事することを主とする組織である。このような組織は国家を代表して公共管理職能に従事し、民事活動に従事する際には、機関法人の地位を有する。このような機関組織に法人の地位を賦与する必要があるのは、これらの組織が公共管理職能を履行するために一部の民事活動に従事する必要があるからである。」と説明する²⁴。つまり、機関法人として念頭に置かれているのは、国家行政機関であるが、国家行政機関が機関法人として法人の地位に立つのは、それが民事活動に従事する限りにおいてであり、国家行政活動に従事する際には法人としての地位は観念されない²⁵。

したがって、日本における法人概念は、民事活動における法的地位とは必ずしも関係しておらず、行政活動の担い手が行政活動をしている際の法人格を観念することも可能であるのに対して、中国においては、法人は民事活動に従事する「資格」であって、行政活動の際には観念し得ない概念である^{26 27}。言い換えると、同じ団体であっても、活動内容によって法人の地位に立つか否かが変化する。本稿では、このような民事活動に限られた権利義務主体性を法人の「民事主体性」と呼ぶ。

II 村民委員会の法人資格の意義

中国農村の村民委員会は、憲法において基層群衆性自治組織として規定されている。村民委員会は、「村民が自己管理、自己教育、自己サービスを行う基層群衆性自治組織であり、民主選挙、民主決策、民主管理、民主監督を実行する」²⁸。その委員は村民の選挙によって選ばれ、当該地区における公共事務及び公益事業、民間紛争の調停、治安維持を担うことが憲法に定められている他、組織機構や任務などが中華人民共和国村民委員会組織法（以下「村民委員会組織法」という）²⁹に

規定されている。村民委員会は、一般に国家行政機関ではないとされるが、組織法において地方政府の業務に対する協力義務が課されていたり、財政が地方政府からの交付金で賄われていたりして、国の業務を担っている面があり、実際、個別法により様々な公共的任務を課されている。そのような業務については国の監督や指導を受ける一方で、村民委員会の活動は、一定の自治空間を有することが制度の趣旨であり、法の要請でもある。しかし、このような自治空間を担保する仕組みは制度として用意されておらず、村民委員会は単に地方政府の手足となっていることが指摘されている。

このような状況下で、民法総則が村民委員会の法人資格を明記したことにはどのような意味があるのか。本章では、前章において検討した中国における法人概念の特徴を踏まえた上で、民法総則における村民委員会の法人資格の明確化が村民委員会の自治空間の確保や村民委員会と国家との関係性にいかなる作用を有しているかを検討する（(1) - (3)）。またあわせて、法人資格の明確化による村民委員会の財産と他の主体との財産分離についても触れる（4）。

(1) 立法過程における議論

民法総則第101条は、「居民委員会、村民委員会は、基層群衆性自治組織法人資格を有し、職能の履行に必要な民事活動に従事することができる」（第1項）と規定する。民法総則において村民委員会の法人資格が明記された経緯については、一部の部門や地方および基層幹部から、基層群衆性自治組織は、その職能を履行するため一部の民事活動に従事する必要があるが、現行の法律（民法通則）は、その民事主体としての地位を規定しておらず、一部の状況下では民事活動に順調に従事することができないといった意見が寄せられていたと伝えられている³⁰。こうした経緯からは、村民委員会の法人資格の明確化が村民委員会の民事主体性を明確にすることを主眼に置いていたことが伺える。すなわち、上述したように、民法総則制定以前の民法通則下では、法人資格のない団体に関する一般的な規定がなかったため、法人資格を有するか否かが明確ではなかった村民委員会の民事活動がどの程度法的に保護されるのかについて明確な基準がなかった。そうした中、民法総則第101条は、村民委員会が民事活動に従事する際の権利義務主体性を明確にし、村民委員会の民事活動が法的保護を受けることを示したのである。

しかし、民法総則は、村民委員会の法人資格についてはじめて規定すると同時に、民法通則では規定のなかった「非法人組織」についても新たに規定を設けた。非法人組織は、登記をすれば団体の名義で活動ができ、法人に準じた扱いがされる民事主体である。村民委員会の民事主体性を明確にするという目的を達成するには、法人資格を与えなくても、非法人組織として登記すればよかったのではないかという疑問が生じる³¹。

前述のように、法人と非法人組織の決定的な違いは、構成員が有限責任を負うか無限責任を負うかであるが、村民委員会の構成員の責任を有限責任か無限責任かで捉えることは困難である。村民委員会の構成員である村民³²は、村民委員会の委員を選出するが、村民委員会に出資しているわけではない。

そこで、以下では、村民委員会に法人資格が与えられた理由を、Iで述べた中国における法人概念の特徴である国家からの独立性の観点から検討する。

(2) 村民委員会の法人資格と国家からの独立性

中国において法人制度は、計画経済体制期にすべての団体が国家の厳格な統制の下に置かれていた状況から、国家から一定の独立性を有し自主性の確保された団体を創出するために導入されたものであることは前述した通りである。それに対し、非法人組織は、民法通則には規定されず、民法総則になってはじめて規定された。その理由として、民法通則が制定された時期に想定されていた団体形成のあり方が、市場経済の発展に伴って多様化したことがあげられる³³。つまり、非法人組織として主に想定されているのは、私人が自由意思や結社の自由に基づいて形成した多様な団体であって、国家機構から分離して形成される団体は、その範疇にない³⁴。国家機構から分離して形成される団体は、分離の過程において法人資格を与えられるからである。

これを村民委員会について見てみると、村民委員会は、団体の起源としては1980年代初頭に村民が自発的に形成したものとされており、国家機構から分離して形成された団体ではない。しかし、1982年憲法に基層群衆性自治組織として規定されてからは、行政機関とは区別されつつも、国家機構の一つとして位置付けられてきた³⁵。立法者が村民委員会の民事主体性を明確にするという目的に対して、非法人組織ではなく法人資格の賦与を選択したのは、国家から団体を分離するために用いられてきた法人の用法と村民委員会の現在の位置付けが結びき、自治組織である村民委員会には法人資格の賦与によって国家からの独立性を持たせることが憲法や村民委員会組織法の規定と合致するという認識が、意識的または無意識的にあったのではないかと³⁶。そうであるとするならば、村民委員会の法人資格の明確化は、単に民事主体性を明確化したにとどまらず、村民委員会の自治空間を制度的に担保していく法整備の第一歩となったと捉えられる。

ただし、上述のように、中国における法人概念は民事活動に限られた概念であった。村民委員会は、民事活動においては法人としての独立性を有することとなったが、それ以外の領域（行政活動など）においてはいかなる地位に立つのか。村民委員会の活動には自治の実施や国家行政の遂行など多様な活動が含まれるところ、民事活動とそうでない活動とで法的地位を区別するならば、その中からいかにして民事活動なるものを切り出し、村民委員会を法人として扱うのが問題となる³⁷。

また、法人の地位に立つときであっても、どのような独立性を有するかは具体的な法制度に基づいて個別に解釈していかなければならない。そこで次の(3)では、その一端として、民法総則の法人分類における村民委員会の位置付けから村民委員会の法人資格の性質について検討する。

(3) 民法総則の法人分類における村民委員会の位置付け

民法通則は、法人を企業法人（第三章法人における第二節）と、機関法人、事業単位法人及び社会团体法人（同章第三節）に分類し、村民委員会の法人資格については特段規定していなかった。それに対し、民法総則は、営利法人（第三章法人における第二節）、非営利法人（同章第三節）、特別法人（同章第四節）の分類を用い、村民委員会は、その中で基層群衆性自治組織法人として特別法人に位置付けられた（図を参照）。

民法総則における営利法人と非営利法人の区別は、法人が利潤の取得と分配を設立目的として

いるか否かを基準とする。この分類は、立法過程における第一次審議稿から採用されていたが、その際、特別法人の分類はまだ存在していなかった。しかし、審議の過程で、法人の営利性の判断が困難な場合があることや、一部の法人は営利法人とも非営利法人とも設立や解散等の仕方が異なりどちらにも分類することができないといった意見が出され、第三次審議稿から特別法人の分類が追加された³⁸。

民法通則(1986)	民法総則(2017)
第三章 法人 第一節 一般規定 第二節 企業法人 第三節 機関法人, 事業単位法人, 社会団体法人 第四節 聯営	第三章 法人 第一節 一般規定 第二節 営利法人 第三節 非営利法人 第四節 特別法人 第四章 非法人組織

現在、特別法人には、村民委員会を含む基層群衆性自治組織法人の他、上述の機関法人、農村集団経済組織、合作経済組織法人が列挙され、これらは、営利法人にも非営利法人にも分類することができない法人の寄せ集めとされている。

また、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会の委員による解説は、他の法人と比較した際の村民委員会の特殊性について、次の五つをあげた上で、これらに基づいて村民委員会を特別法人に加えたとする³⁹。第一に設立の特殊性、第二に変更と廃止の特殊性、第三に行使する職能の特殊性、第四に組織機構の特殊性、第五に責任負担上の特殊性である。それぞれ、村民委員会は法律により直接設立されること、村民委員会は村の合併や区画の変更がない限り廃止されないこと、村民委員会は主に公益事業に従事し、公共サービスを提供すること、村民委員会は一般に村の幹部から組成され、選挙によって選ばれること、村民委員会の事務経費の不足分は、集団財産をもって賄うことができるが、集団所有土地は処分してはならないことが理由とされる。

このような特別法人の分類については、営利法人か非営利法人かは二者択一の関係にあるはずで、そこへ特別法人という第三の分類を設けることは理論的に整合しないという指摘がある⁴⁰。確かに、上で見た第三の分類の必要性を主張する意見は、営利か非営利かの区分とは直接に関係のない点を指摘している。営利法人か非営利法人かは利潤を分配するか否かが基準とされているにもかかわらず、設立方法の違いを問題としたり、公益や公的目的に関係しているか否かといった問題と混同したりしている。

しかし、立法者の背後にある思考を汲むならば、特別法人にあげられた法人には、民法総則が想定している典型的な営利法人・非営利法人とは異なる性質がある（と意識的または無意識的に認識されている）のではないか。人民大学の教授で全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会立法専門家委員会立法専門家として民法総則の起草に携わった楊立新は、民法総則の条文の背景について綴った著書の中で、「特別法人も公益目的のためまたはその他の非営利目的のために成立するが、出資者や設立者を有さず、国家の法律または政府の命令によって設立されるため、非営利法人とは異なる」としている⁴¹。つまり、立法者には、非営利法人は、私人の自由意思に基づいて設立された利潤の取得分配を目的としない法人であって、国家によって設立された法人は、たとえ利潤の取得分配を目的としないものであっても、非営利法人ではないという思考があった。このことは、私人による法人の設立と国家による法人の設立とでは何らかの区別をする必要があ

るという意識が立法者に存在していたことを意味する。

村民委員会について見れば、上述のように、村民委員会は、行政機関ではないが国家機構の一つとして位置付けられてきたのであり、また、法律により直接設立されることが特殊性の一つとして認識されていた。したがって、これを「国家の法律または政府の命令」によって設立されたものと考えて特別法人に分類しても不思議ではない。

ただし、そもそも法人を営利法人・非営利法人・特別法人に分類することにはどのような意味があるのかは明らかではない。民法総則の立法過程においては、社団法人・財団法人の分類方法も提案されていたが、民法通則が企業法人と非企業法人（機関法人、事業単位法人、社会团体法人）の分類を採用していることから、営利法人・非営利法人という分類が中国の「立法習慣に比較的符合する」とされた⁴²。しかし、この分類は民法総則以外の個別法では用いられておらず、税制などの他の制度ともリンクしていない。現行制度の下において、ある法人の法的地位がこれらの分類によって導き出されることはなく、それはもっぱら組織法や個別の法制度によって決まることとなる。

このような状況下で、今後、法改正や立法を通して、個別の制度が営利法人・非営利法人・特別法人の分類に基づいて体系化されていくのかが注目される。特に、特別法人については、国家によって設立された法人が、私人によって設立された法人との比較で理論的にいかに規範化されるべきかが、村民委員会の自治のあり方にも影響する重要な論点となるだろう。

(4) 法人資格の賦与による財産の分離

上述のように、村民委員会の法人資格の明確化は、もともと村民委員会の民事主体性を明確にすることを目的としていたが、結果的には、村民委員会と他の主体の財産分離にも寄与した面がある。

村民委員会の経費について、村民委員会組織法第37条第1項は、人民政府の関連部門が村民委員会に委託した業務が経費を要する場合、委託部門がそれを負担するとしている。また、同条第2項では、村民委員会が当該村の公益事業を行うにあたって要する経費は、村民会議が資金や労働力を調達し、調達が困難な場合は、地方人民政府が適当な支援を行うこととされている。これらに加え、村民委員会は、農村の集団所有地およびそれに関わる財政収支を管理している場合がある。

中国では、「社会主義公有制」の下、農村及び都市郊外の土地は、法律により国家所有とされているものを除き、集団所有に属するとされている⁴³。農家は、直接土地を所有せず、土地を管理する農村集団経済組織から経営を請け負うかたちで、割り当てられた土地で農業を営む。ただし、村民委員会は各村に設立されているのに対し、農村集団経済組織は各村に必ず存在しているとは限らない。農村集団経済組織が存在しない地域では、村民委員会がその役割を代行する。また、農村集団経済組織が存在していても、その実態は村民委員会の委員が兼務している場合もある。

このような状況下で、村民委員会の経費は農村集団経済組織の経費と混同されやすく、不当な経費精算が行われやすい状態にあった⁴⁴。そうした中、村民委員会の法人資格の明確化は、農村集団経済組織の法人化と相まって、少なくとも一部の地域においてこれらの経費を切り離すこと

に成功した⁴⁵。筆者が調査した地域では、村民委員会の委員が農村集団経済組織の理事会を兼務していたが、法人資格の明確化後、村民委員会と農村集団経済組織の財務管理が厳格に分離されることとなった。すなわち、村民委員会の経費はもっぱら地方人民政府から賄われ、農村集団経済組織の経費はもっぱら集団所有財産の運用によるものとして分けられることとなり、支出も、村民委員会が支出するのは民政に関するもの、農村集団経済組織が支出するのは集団所有財産に関するものに限られることとなった。村民委員会や農村集団経済組織の実態は地域によって多様な形態を有しているため、この調査結果を単純に一般化することはできないが、このような財産関係の明確化は、法人の独立性の理念にも合致するものであろう。

結びにかえて

以上、本稿では、中国における法人概念の意味内容を検討した上で、民法総則による村民委員会の法人資格の明確化が村民委員会の自治や村民委員会と国家の関係性に対しどのような意義を有するかを考察してきた。

中国の法人概念の特徴としては、中国の法人制度が、法人概念が否定されていた計画経済体制のもとで、国家の管理下に置かれていた団体に独立性を賦与し自主性を確保するために導入されたものであることを指摘した。また、中国における法人概念は、日本の法人概念と同様、当該団体の権利義務主体性を示すものである一方で、そのような権利義務主体性は民事活動に限って観念されるものであることも指摘した。

そして、これらの特徴を踏まえ、村民委員会の法人資格について考察した。まず、村民委員会の法人資格の明確化は村民委員会の民事主体性を明確化するためであるという立法過程における説明について、なぜ非法人組織ではなく法人資格の賦与を選択したかに着目し、検討を行った。そして、立法者には、国家から団体を分離するために用いられてきた法人概念の用法を背景として、自治組織である村民委員会には、法人資格の賦与によって国家からの独立性を持たせることが憲法や村民委員会組織法の規定と合致するという認識があったのではないかという見方を示した。

さらに、民法総則の法人分類における村民委員会の位置付けについて、立法者が、非営利法人と特別法人を当該法人が私人によって設立されたか国家によって設立されたかによって区別していることを示し、村民委員会は国家によって設立された法人として特別法人に分類されているという見方を示した。他方で、この法人分類自体は、個別の法制度とリンクしていないため、分類による位置付けのみから特定の法的地位を導き出すことはできず、国家によって設立された法人が私人によって設立された法人との比較においていかに規範化されるべきかを理論的に整理していく必要があることを指摘した。

最後に、村民委員会の法人資格の明確化は、結果的に、農村集団経済組織との間の財産の明確化にも資していることを、現地調査の結果を踏まえて示した。

しかし、本稿は、十分な論拠をもってこれらの見方を論証したよりも、むしろ限られた資料から仮説を示したにとどまる。今後は、本稿で示した立法者の背後にある思考と思想的な背景との

関連を考察し、論証を試みるとともに、自治との関連についてさらなる考察を行うために村民委員会の実態把握を進めていくことが課題となる。

注

- (1) 本稿は、2018年6月1日に大阪大学中之島センターにて行われた「社会体制と法」研究会における報告をもとに行った研究の成果である。ただし、報告内容の一部は、修士論文として執筆された後、加筆・修正を経た上で、拙稿「中国における『基層群衆性自治組織』の法的性質—『行政主体』論による公私の二分化?」神戸法学雑誌第69巻第2号（2019年）371-407頁において公表されている。本稿は、その後の研究で進展した部分を取り纏めたものであり、本稿の執筆にあたっては、JSPS科研費 JP19J22411 の助成を受けた。
- (2) 「中華人民共和国憲法」（1982年制定・施行、2018年改正）第111条。
- (3) 居民委員会及び村民委員会の歴史的、制度的位置付けについては、参照、拙稿・前掲注1。
- (4) 以下本稿で述べていくように、中国の法人概念は日本における法人概念と完全には一致しない。そのため、本稿では、中国の法律において用いられている「法人資格」という言葉を法人格とは訳さず、そのまま用いる。
- (5) 「中華人民共和国民法通則」（1986年制定、1987年施行、2009年改正）。「中華人民共和国民法総則」（2017年制定・施行）。民法通則は、民法総則施行後も引き続き有効であるが、内容に抵触がある場合、新法である民法総則が適用される。
- (6) 民法通則第36条第1項、民法総則第57条。
- (7) 法人の起源であるとされるローマ法においては、法人はもともと自治都市や植民地の制度として採用されたもので、資本主義とは直接関係がないという指摘があり、法人が果たして私有制を基礎とした資本主義的概念であるかどうかは議論の余地があるように思える。参照、岩井克人『会社はこれからどうなるのか』（2003年、平凡社）64頁。
- (8) 高見澤磨・鈴木賢編『要説中国法』（東京大学出版会、2017年）124頁（担当執筆者：王晨）によると、1964年に作られた新中国民法第2次草案においては、権利、義務、物権、債権、自然人、法人などの「資本主義的民法の概念」が一切使われていないという。
- (9) 高樹異「法人制度对我国实行四化的现实意义」法学研究（1980年、第4期）15-17頁。同論文は、新中国建国以降に出された中国の法人制度に関する論文の中で、筆者が入手することのできた最も古いものである。高は、1984年4月から1985年9月まで吉林大学法律系の共産党主任を務めている。
- (10) 梁慧星「論企業法人与企業法人所有權」法学研究（1981年、第1期）26-31頁。
- (11) 例えば、王利明『民法（第七版）』（中国人民大学出版社、2018年）61頁。
- (12) 例えば、民法総則における、「民事主体の人身権利、財産権利及びその他の合法的な權益は法律の保護を受け、いかなる組織または個人も侵してはならない」（第3条）「民事主体が民事活動に従事するときは、自由意思の原則に従い、自己の意思に照らして民事法律関係を成

- 立、変更、終了しなければならない」(第5条)といった規定は、財産権の保護と自由意思の原則という民法の基本を定めたものであるが、このような民事主体には法人も含まれると一般的に解されることから、同時に法人の財産権と自主的決定を保護するものでもある。
- (13) 結局、法人の「独立」とは何かという疑問が出てくるが、これは、中国の法人概念に特有の問題ではなく、日本における法人概念についても共通する難題である。日本においては、例えば、指定法人などの行政活動を担う主体が国(地方公共団体)との間の紛争について訴権を有するか否かという問題の中で、国(地方公共団体)の当該主体に対する監督の必要性和当該主体が法人格を有する独立の主体であることとの関係が論じられてきた。しかし、結局、ある主体が法人であるか否かによってこのような問題に一義的に答えることはできず、個別法に基づいて個別具体的に判断していくしかないのが現状である。参照、松戸浩『『行政主体』の多様化と裁判所による統制(一)(二・完)』立教法学第95号(2017年)45-73頁、第99号(2018年)26-62頁、山本隆司「行政の主体」磯部力・小早川光郎・芝池編『行政法の新構想I』(有斐閣、2011年)89-113頁。
- (14) 山本敬三『民法講義I総則(第三版)』(有斐閣、2017年)450-451頁。
- (15) 李適時主編『中華人民共和國民法総則釈義』(法律出版社、2017年)167頁以下。また、同書は、民法総則第60条の「法人はそのすべての財産をもって独立して民事責任を負う」という規定は、法人の構成員と設立者が有限責任しか負わないことを意味したものであるとする。
- (16) 民法総則第104条。
- (17) この点、日本の法人制度においては、合名会社のように法人であっても無限責任のものが存在し、有限責任であるか否かは法人であるか否かのメルクマールにならない。かつて有限責任が法人の特徴とされてきたことに対する批判的な検討として、参照、星野英一、蓮井良憲、上田徹一郎、山田賢、上柳克郎「法人論(民商合同シンポジウム)」私法第33巻(1971年)3-69頁。
- (18) ただし、中国においても、いわゆる「法人格否認の法理」によって、権利濫用が認められる場合など一定の状況下で例外的に法人格を否認し、法人の構成員に無限責任を負わせる場合はある。
- (19) 前掲・注6。
- (20) 「中華人民共和國著作権法」(1990年制定、1991年施行、2010年改正)第2条は、「中国公民、法人又はその他の組織の作品は、発表しているか否かにかかわらず、本法に照らし、著作権を享有する」と規定する。
- (21) 「中華人民共和國民事訴訟法」(1991年制定・施行、2017年改正)第3条は、「人民法院は、公民の間、法人の間、その他の組織の間、およびそれら相互の間における財産関係および人身関係によって提起された民事訴訟を受理し、本法の規定を適用する」と規定する。
- (22) 参照、民法総則第102条から第108条。
- (23) 日本では、機関は法人に帰属するとされるのに対し、中国における機関概念には、法人に帰属するという意味はない。したがって、機関法人という用語にも概念的な矛盾はない。
- (24) 李(2017)・前掲注15、301-302頁。

- (25) 国家行政機関が民事活動に従事する際には法人資格が必要であるという考えや本文に述べたような法人概念の用法に、社会主義思想がどのように関係しているのか解明することは今後の課題である。
- (26) これに対して、葛雲松「法人与行政主体理論的再探討—以公法人概念為重点」中国法学（2007年、第3期）77-99頁は、中国の法律や学説は大陸法概念や理論を借用しているにもかかわらず、法人を純粋な民事主体として理解したために公法人概念を用いて行政主体を説明することができなくなり、行政主体の定義や範囲が大陸法と大きく異なるものとなったことを指摘し、その修正を提案している。
- (27) ただし、中国における行政主体概念は、必ずしも法人概念と無関係ではないように思える。中国の行政主体は、自己の名義で活動でき、独立して責任を負えることがその要件として一般的にあげられている（姜明安主編『行政法与行政訴訟法（第六版）』（北京大学出版社、2016年）85頁（担当執筆者：姜明安））。これは、法人が自己の名義で活動できることと、独立の財産を有することと重なり、自己の名義で活動し、独立の財産を有する組織は、民事活動に従事する際には法人、行政活動に従事する際には行政主体となると整理され得るからである。日本の行政主体概念と中国の行政主体概念の違いについては、参照、拙稿・前掲注1、392頁以下。
- (28) 「中華人民共和国村民委員会組織法」（1987年試行、1998年制定、2018年改正）第2条。村民委員会の構成員が誰であるかは、法令上必ずしも明らかではない。村民委員会組織法では、村民委員会の委員を「成員」と表現している。しかし、本文であげた村民委員会組織法第2条の規定は、村民が主体となっており、また、村民委員会は村民（当該地区に戸籍を有し、選挙権を有する満18歳以上の者）によって選挙される。したがって、本稿では、法人としての村民委員会の構成員は村民と捉えることとする。
- (29) 「中華人民共和国村民委員会組織法」（1987年試行、1998年制定、2018年改正）。
- (30) 張璉「全国人大常委審議民法總則草案：法人一章增加特別法人類別」人民日報2016年12月20日第4版。
- (31) この点については、管見の限り中国の研究者らによってもあまり議論されていない。
- (32) 参照、注28。
- (33) 全国人民代表大會常務委員會副委員長・李建国「關於《中華人民共和國民法總則（草案）》的說明—2017年3月8日在第十二屆全國人民代表大會第五次會議上」は、民法總則において非法人組織を民事主体として規定した理由について、「我が国の経済社会の発展に伴い、實際生活においては、法人資格を有さない大量の組織が自己の名義をもって各種の民事活動に従事している。これらの組織に民事主体の地位を付与することは、それらが民事活動を展開することに資し、その他の法律の規定とも接合する」とした。
http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2017-03/09/content_2013899.htm（最終アクセス2020年2月12日）
- (34) 非法人組織として民法總則第102条には、個人独資企業（一人の自然人が出資する企業）、パートナーシップ企業、專業サービス機構が列挙されている。「中華人民共和国パートナーシッ

ブ企業法」(1997年制定・施行、2007年改正)は、本法にいうパートナーシップ企業とは、パートナーが無限連帯責任を負う「普通パートナーシップ企業」と、無限連帯責任を負うパートナーおよび有限責任のパートナーで構成される「有限パートナーシップ企業」を指すとした上で(第2条)、国有独資企業、国有企業、上場企業、公益性の事業単位、社会団体は普通パートナーシップ企業に参加できないとしている(第3条)。

- (35) 憲法において、村民委員会に関する条文は、「第三章 国家機構」に置かれている。
- (36) 李(2017)・前掲注15、314頁は、「村民委員会…は、基層群衆の自治組織であり、主に当該集団の公益事務に従事し、または政府の委託を受けて一部の管理性の事務に従事するものであり、純粋な民事主体の身分として出現したものではない」とする。
- (37) この点、中国の裁判例や学説においては、法律・法規・規章による授権がある場合、村民委員会を例外的に「行政主体」として扱い、そうでない場合は「民事主体」として扱うことが一般的となっている。しかし、これは行政訴訟法の受理範囲や被告適格の規定に基づいた議論であるため、訴訟以外の場面において一概にこの基準を用いることが適切かどうか議論の余地があるように思える。参照、「中華人民共和國行政訴訟法」(1989年制定、1990年施行、2017年改正)第2条、第26条。
- (38) 参照、杜濤主編『民法総則的誕生』(北京大学出版社、2017年)257頁、「全国人民代表大会法律委員会關於《中華人民共和國民法総則(草案)》修改情况的滙報」(2016年12月19日第十二届全国人民代表大会常務委員会第二十五次會議)。
- (39) 李(2017)・前掲注15、322-323頁。
- (40) 譚啓平・応建均「“特別法人”問題追問」社会科学(2017年、第3期)82-91頁。
- (41) 楊立新『民法総則一条文背後的故事与難題』(法律出版社、2017年)236頁。
- (42) 李(2017)・前掲注15、157頁。
- (43) 中華人民共和國憲法第10条。
- (44) 李(2017)・前掲注15、314頁は、村民委員会による農村集団経済組織の職能の代行は、「村社合一」、村民委員会の「一体二面」の状況を作り出し、両者の職責の不明瞭化および関係の不明瞭化を招き、ひいては少数の村民委員会幹部が集団資産を支配し、集団資産を流失させたり腐敗の温床となったりするに至ったと指摘する。
- (45) 筆者による現地調査(2019年11月実施)によって確認されたものである。